

令和4年度予算概算決定の概要

計画課関係公共事業の概要

令和3年12月

水産庁

令和4年度水産基盤整備事業概算決定等について

1. 令和4年度予算案及び令和3年度補正予算のポイント

- ・ 水産基盤整備事業(公共) : 72,669百万円(対前年比100.1%)
 - ・ 令和3年度補正予算: 27,000百万円
 - うち、防災・減災対策※ : 23,000百万円
 - うち、TPP等関連対策 : 4,000百万円
- 〔※「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」に係る予算〕

(参考)関連対策(非公共事業)として、以下を確保。

・「漁港機能増進事業」	令和4年度概算決定	645百万円
・「水産業競争力強化漁港機能増進事業」	令和3年度補正予算	1,000百万円

2. 拡充事項

<p>《流通拠点漁港の機能強化》 施設整備促進に必要な既存施設の再編・整序や、一貫した衛生管理下での水産物出荷に必要な加工場等の整備を拡充</p>	<p>《漁業地域の防災・減災対策》 浸水被害を防止する胸壁等の整備の拡充や、津波からの避難施設整備の要件見直し</p>
<p>《養殖生産拠点の形成》 養殖拠点の一体的整備のメニューに荷さばき所・加工場を追加するほか、養殖種苗の海水馴致に必要な取水施設の整備等を拡充</p>	<p>《漁港施設の長寿命化対策》 個別施設の機能保全計画の見直しを拡充</p>
<p>《海域の生産力底上げを通じた水産資源の回復》 老朽化した魚礁の再生対策や種苗生産施設の整備を拡充</p>	<p>《カーボンニュートラルに向けた取組の推進》 漁船や冷凍トラックへの電力供給設備の整備や藻場・干潟の保全対策に必要な広域的な海域調査やモニタリングを拡充</p>

令和4年度概算決定 水産基盤整備事業の概要①

(1) 水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策

流通拠点漁港の機能強化

【課題と対応】

- ・水産物への世界的な需要の高まり
- ・沖合・遠洋漁船の大型化
- ・零細な産地市場での魚価の低迷・流通コストの増大

- ・流通機能の再編・集約と輸出促進対策の推進
- ・漁船の大型化に対応した泊地・岸壁の整備

- 高度衛生管理型荷さばき所
- 大水深岸壁



養殖生産拠点の形成

【課題と対応】

- ・養殖水産物の世界的需要増大による輸出機運の高まり
- ・養殖業の成長産業化の推進

- ・沖合や陸域の一体的整備による養殖生産拠点の形成
- ・静穏水域の創出による養殖場等の大規模化の推進

- 沖合への大規模養殖展開
- 養殖生産拠点の整備



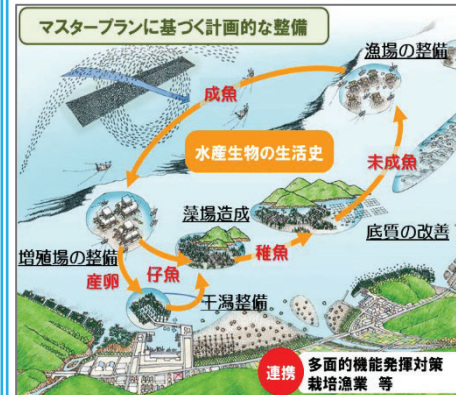
(2) 持続可能な漁業生産体制の確保

漁場生産力の強化

【課題と対応】

- ・水産資源の低迷による不漁
- ・気候変動等による藻場・干潟の減少等の環境変化

- 水産物の生活史に対応した漁場整備
- 漁場のICT化の推進



以下を拡充

拠点漁港の流通機能強化

- 既存施設の再編・整序や衛生管理関連施設の整備促進



既存施設の再編・整序による施設整備の促進



高度衛生管理に対応した加工場

施設整備促進に必要な既存施設の再編・整序、産地における一体的な衛生管理の下での出荷体制構築に必要な加工場等の整備。

養殖業成長産業化への対応

- 養殖生産拠点における生産力の向上を図るための施設の整備



海水馴致施設



養殖場に隣接した荷さばき所

種苗の海水馴致に必要な施設や消費地のニーズに合致した流通・加工等を行うための荷さばき所、加工場等の整備。

資源回復対策の推進

- 海域の生産力の底上げを目指し、良好な海域環境創造対策を強化



老朽化した魚礁の再生



種苗生産施設

漁場整備の効果を高めるための種苗生産施設整備や老朽化した魚礁等の再生対策の実施。

令和4年度概算決定 水産基盤整備事業の概要②

(2) 持続可能な漁業生産体制の確保

漁港施設の強靱化対策

【課題と対応】

- ・南海トラフ等大規模地震・津波の切迫
- ・台風・低気圧災害の頻発化・激甚化
- ・漁港施設の老朽化の急速な進行による、維持・更新費用の増大

- ・漁港の施設の地震・津波対策の推進
- ・台風・低気圧災害に備えた漁港施設の耐浪化の推進
- ・漁港施設の計画的な長寿命化対策

○漁港施設の耐浪化



○漁港施設の長寿命化対策



グリーン社会の実現に向けた取組

【課題と対応】

- ・地球規模の温暖化の進行や大規模自然災害の頻発により、将来も見据えた持続可能な産業基盤の構築が急務。

- ・CO2排出抑制に資する太陽光パネル設置
- ・水産生物の幼稚魚の育成の場のみならずCO2固定効果のある藻場等の保全・創造等の取組の実施

○太陽光パネルの設置 ○藻場・干潟の保全・創造



(3) 漁村の活性化と漁港利用促進

【課題と対応】

- ・漁業者の減少等による漁港施設の利用低下
- ・人口減少や高齢化の進行等による漁村活力の低下

- ・既存施設の改良・除却等を通じた漁港の有効利用促進
- ・漁港における海業・増養殖などの事業活動を促進する環境整備
- ・浮桟橋の整備等による就労環境の改善

○浮桟橋の整備



○漁港の有効活用



以下を拡充

大規模自然災害への対応力強化

○漁業地域における防災・減災対策



避難施設の整備

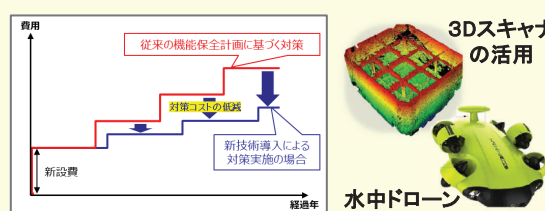


主要施設の浸水防護対策

大規模地震・津波や、気候変動に伴い激甚化する台風・低気圧災害に対応するため、避難施設等の整備要件の見直し及び浸水被害を防止するための胸壁等の整備。

効果的な長寿命化対策の推進

○機能保全計画見直しの推進



ライフサイクルコストの低減 新技術の導入

漁港施設の予防保全型維持管理への転換を促進するため、施設状況の適切な把握と機能保全計画の見直しを支援し、ライフサイクルコスト (LCC) を低減。

カーボンニュートラルに向けた取組の推進

○漁業地域におけるCO2排出抑制対策、藻場・干潟の保全・創造対策の推進



電力供給設備の整備



藻場の保全・創造

漁船や冷凍トラック等からのCO2排出を抑制するため、電力供給設備を整備。藻場・干潟の整備においては、ソフト対策と連携し、効果的な保全対策に必要な広域的な海域調査やモニタリングを実施。

令和4年度水産基盤整備事業概算決定の内訳

(金額単位：百万円)

事 項	R3' 予算額	R4' 要求・要望額				合計
		一般会計				
		要求額	要望額	合計	対前年 比	
水産基盤整備事業	72,575	55,215	17,454	72,669	1.00	72,669
直轄特定漁港漁場整備事業	17,403	13,238	4,385	17,623	1.01	17,623
うちフロンティア漁場整備事業	2,100	1,577	523	2,100	1.00	2,100
うち直轄漁港整備事業	15,303	11,661	3,862	15,523	1.01	15,523
水産物供給基盤整備	28,972	22,264	7,380	29,644	1.02	29,644
水産流通基盤整備事業	10,709	7,984	2,647	10,631	0.99	10,631
水産基盤ストックマネジメント事業	13,028	10,642	3,528	14,170	1.09	14,170
漁港施設機能強化事業	5,235	3,638	1,205	4,843	0.93	4,843
水産資源環境整備	21,478	15,893	5,266	21,159	0.99	21,159
水産環境整備事業	12,330	9,203	3,049	12,252	0.99	12,252
水産生産基盤整備事業	9,148	6,690	2,217	8,907	0.97	8,907
漁村総合整備	1,440	1,277	423	1,700	1.18	1,700
水産基盤整備調査（直轄・補助）	515	515	-	515	1.00	515
作業船整備費	18	18	-	18	1.00	18
後進地域補助率差額	2,749	2,010	-	2,010	0.73	2,010

※このほか、東日本大震災の被災地復興対策（復興庁計上）として後進地域補助率差額190百万円を計上。

※計数は、四捨五入によっているので、端数においては合計とは一致しない場合がある。

拠点漁港における流通機能高度化・輸出促進対策

1. 目的

世界的に水産物需要が増加する中、2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円とするとの政府目標の達成を目指し、輸出先国のニーズへの対応や衛生管理など輸出促進に向けた生産・流通体制の整備が急務であり、このような状況に対応するため、水産物の流通や輸出の拠点における一貫した衛生管理対策として岸壁や荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備を行ってきたところである。

一方で、既存施設の老朽化や非効率な利用も課題となっており、一定規模以上の事業活動が阻まれているとともに、水産物の流通機能の高度化に向けた荷さばき所、製氷施設、冷凍・冷蔵施設等の整備の阻害要因となっている。

このため、我が国の高品質で安全安心な水産物の更なる輸出、流通機能の高度化に向けて、大規模に水産物を取り扱う拠点漁港を重点的に支援し、漁港全体の総合利用・運営計画と一体的に行う拠点機能の効率化・最大化を促進する。

2. 拡充の内容

上記の目的を達成するため、流通機能の高度化・輸出促進に向けた施設整備を行う場合に、以下の内容を補助対象化するとともに、採択要件の見直しを行う。(下線部拡充)

- ① 漁港総合利用・運営計画の策定(PFI事業等の活用の検討を含む。)
- ② ①の計画に基づいて行う効果的な流通体制の構築や漁港の有効利用のための既存施設や漁港施設用地の再編・整序
- ③ 岸壁、荷さばき所、製氷施設、冷凍・冷蔵施設、加工場、水産物流通センター(漁港区域外を含む。)の整備
- ④ 採択要件：水産物の取扱量3,000トン/年以上とする。

3. 事業主体

国、都道府県、市町村、水産業協同組合

4. 補助率

既存事業と同様の補助率(1/2等)

拠点漁港における流通機能高度化・輸出促進対策

○ 大規模に水産物を取り扱う拠点漁港における生産・流通拠点機能の効率化や最大化を図るため、既存施設や漁港施設用地の再編・整序、岸壁や荷さばき所等の共同利用施設の整備等を一体的に実施することにより、流通機能高度化・輸出促進を図る。

<現状と課題>

- 国産水産物の輸出の拡大など水産業の成長産業化に向け、これまで、流通・輸出拠点漁港において、品質・衛生管理の高度化のための屋根付き岸壁、荷さばき所、製氷、冷凍・冷蔵施設等の整備を推進してきた。
- 一方、既存施設の老朽化の進行や用地の非効率な利用が課題となっており、水産物の流通機能の高度化に向けた共同利用施設整備の阻害要因となっている。



<今後の対応>

- 大規模に水産物を取り扱う拠点漁港において、漁港全体の総合利用・運営計画の策定、既存施設や漁港施設用地の再編・整序、共同利用施設の整備等の一体的実施を支援する。

<拡充の内容>

※下線部拡充

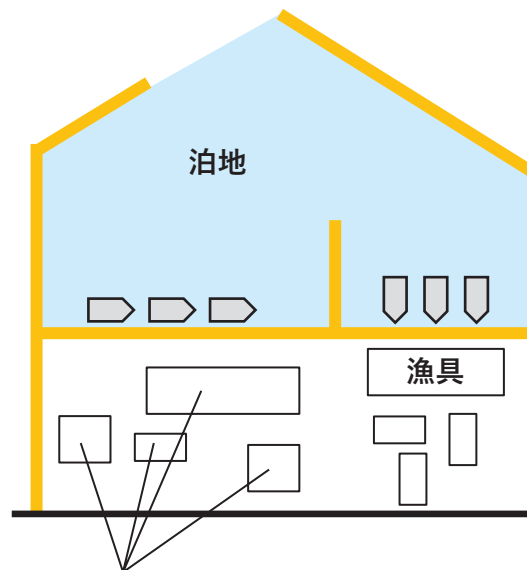
流通機能の高度化や輸出促進のための施設整備を行う予定がある場合の補助対象に以下を追加。

- ① 漁港総合利用・運営計画の策定
- ② 漁港区域内の既存施設や漁港施設用地の再編・整序
- ③ 岸壁、荷さばき所、製氷施設、冷凍・冷蔵施設、加工場、水産物流通センター（漁港区域外を含む）の整備

※ 採択要件を、水産物の年間取扱量3,000トン以上とする。

- 事業主体：国、都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：既存事業と同様（1/2等）

現状

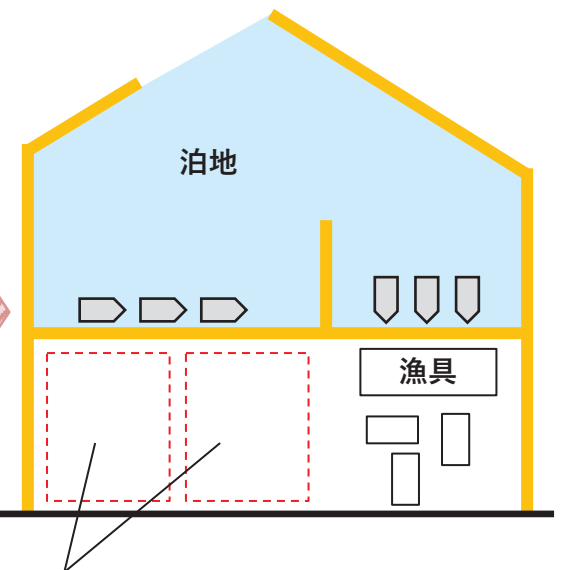


老朽化した既存施設や点在する用地

このまま放置すると、
 ・漁業従事者の利用安全性や水産物の衛生管理に支障
 ・一定以上の規模の施設が立地困難となり、
 ⇒拠点漁港の機能再編・強化に支障を来し、成長産業化の阻害要因となる恐れがある。

拡充後

※赤字拡充内容



- ・漁港総合利用・運営計画の策定
- ・既存施設や漁港施設用地の再編・整序

水揚げから出荷までの一貫した衛生管理に必要な施設の一体的な整備

荷さばき所	岸壁
製氷施設	冷凍・冷蔵施設
加工場	水産物流通センター

※要件：水産物の年間取扱量3,000t以上

養殖業成長産業化に向けた養殖生産拠点における一体的な施設整備

1. 目的

養殖業をマーケット・イン型に転換し、国内外の地域の需要に対し、定質・定量・定時・定価格の養殖生産物の供給体制を構築することが重要である。

しかしながら、昨今の海水温の上昇により、海域環境の変化に的確に対応した養殖漁場の活用が必要となっているほか、消費地のスーパーマーケットにおいてバックヤードを削減する一方で、産地側に対していわゆる「一次加工」の水産物出荷の要望が増えてきている状況である。また、サケ類養殖を行うに際し、孵化場から直接海水に投入するのではなく、海水と淡水の中間の塩分濃度の水域で「海水馴致」を行った種苗の方が生残は良いものの、そのような海水馴致を行う施設・環境に乏しいのが実情である。

このため、養殖業成長産業化総合戦略（令和3年7月改訂。以下「戦略」という。）に基づき、養殖生産拠点において、マーケット・インに対応した生産流通体制を確立するための荷さばき所、製氷施設、冷凍・冷蔵施設、加工場、生産効率の改善を図るための海水馴致に必要な施設の整備等を総合的に支援し、養殖業の成長産業化を推進する。

2. 拡充の内容

上記の目的を達成するため、養殖業成長産業化推進基盤整備事業に以下の内容を追加する。

- 養殖場としての活用ための海域環境等の調査
- 海水馴致を行うための取水施設の整備
- 食害や栄養塩不足に対応するための効果発現促進事業
- 消費地からの一次加工品出荷の要求に対応するための荷さばき所、製氷施設、冷凍・冷蔵施設及び加工場の整備

3. 採択要件（下線部拡充）

既存事業と同様の採択要件

- ① 協議会による養殖生産物の供給体制構築のための計画立案
- ② 戦略的養殖品目又は無給餌養殖品目を相当程度（年間養殖生産量500トン又は年間養殖生産高2.5億円以上）の規模で扱う養殖地域

4. 事業実施主体

国、都道府県、市町村、水産業協同組合

5. 補助率

既存事業と同様の補助率（1／2等）

養殖業成長産業化に向けた養殖生産拠点における一体的な施設整備

- 養殖業の成長産業化に向け、海水温上昇等の海域環境の変化への対応、稚魚の中間育成環境の強化、消費地から産地への一次加工品の出荷要求等に対応するための共同利用施設の一体的な整備を可能とするとともに、食害生物の駆除等の効果発現促進事業や養殖場としての活用のための海域環境等の調査実証事業を創設し、養殖業の生産性・収益性の向上等を図る。

<現状と課題>

- 令和3年7月に養殖業成長産業化総合戦略が改訂され、貝類・藻類の記述が追加。
- 安定的な養殖生産物の供給体制の構築のためには、社会情勢や環境の変化等を踏まえ、養殖品目毎の対応が必要。

<対応方針>

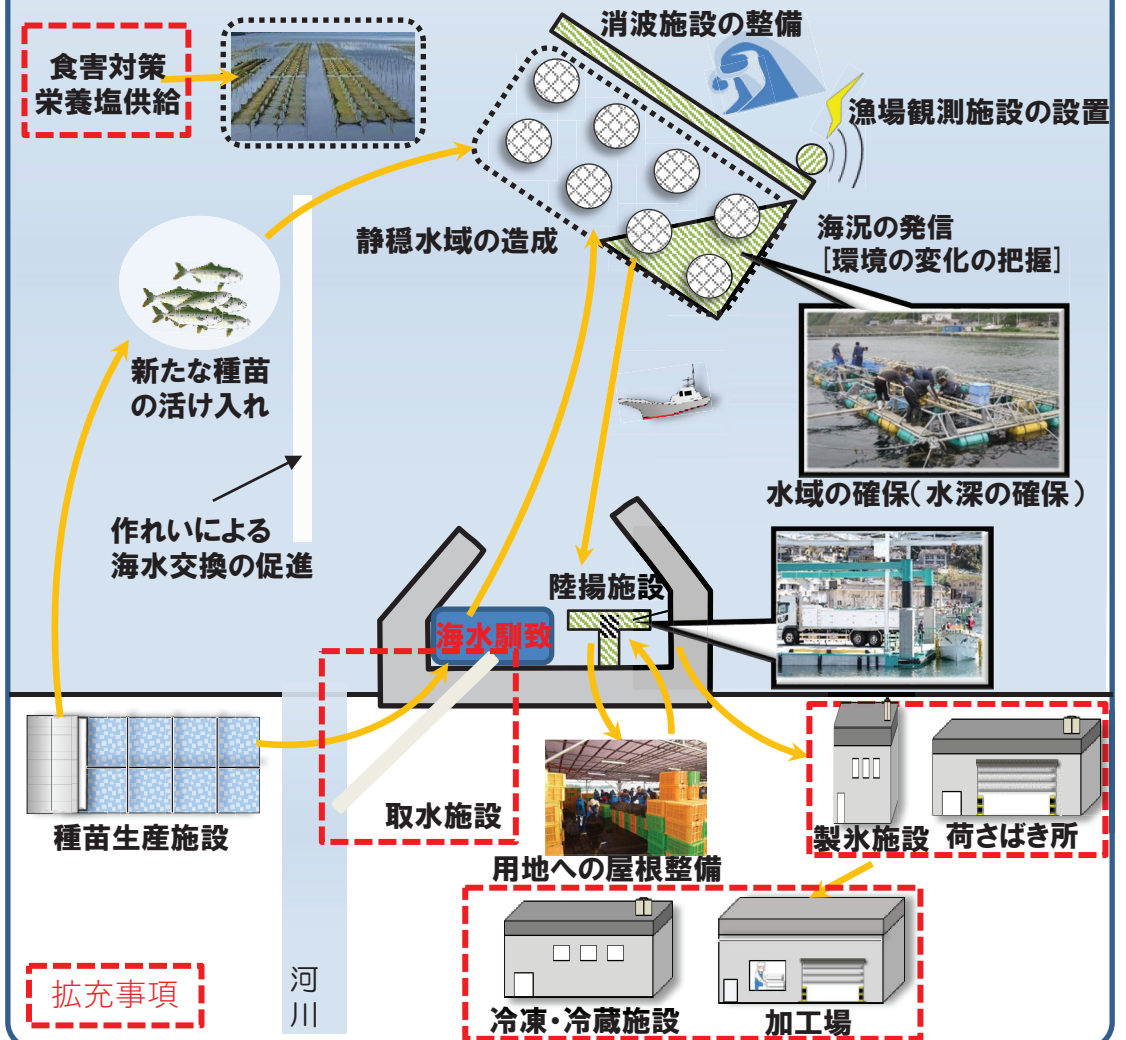
- 一体的な施設整備、調査事業や効果発現促進事業により、生産性・収益性の向上等を図る。

<拡充の内容>

※下線部拡充

- 養殖業成長産業化総合戦略に基づき、養殖生産拠点等における以下の取組を追加
 - ・ 養殖場としての活用のための海域環境等の調査
 - ・ 海水馴致を行うための取水施設の整備
 - ・ 食害や栄養塩不足に対応するための効果発現促進事業
 - ・ 消費地からの一次加工品出荷の要求に対応するための荷さばき所、製氷施設、冷凍・冷蔵施設及び加工場の整備
- 採択要件（下線部を追加）
 - ① 協議会による養殖生産物の供給体制構築のための計画立案
 - ② 戦略的養殖品目又は無給餌養殖品目を相当程度（年間養殖生産量500 t 又は年間養殖生産高2.5億円以上）の規模で扱う養殖地域
- 事業実施主体：国、都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：既存事業と同様（1/2等）

<養殖生産拠点等における一体的な施設整備の展開イメージ>



資源回復・増大促進のための栽培漁業と連携した漁場整備の展開

1. 目的

我が国周辺水域の水産資源は、評価を行っている魚種（系群）のうち約半数が低位水準となっており、持続的な漁業を営むためにもその回復を図ることが必要である。現在、海域全体の生産力の底上げを目指し、水産生物の稚魚から幼魚、成魚に至る各段階における生息場所を広域的に把握し、それぞれの成長段階において最適な生息環境を提供する「水産環境整備マスタープラン」に沿った漁場整備に取り組んでいる。

他方、良好な海域環境の創出のためには、施設機能の低下が顕著な水産生物の生息場となる魚礁等の機能回復を図る必要があるとともに、積極的な水産資源の回復を加速化させる取組との連携が重要である。

このため、老朽化した施設の再生対策を行うとともに、孵化したばかりの稚仔魚を一定の大きさになるまで人工的に育成し、ある程度成長してから放流することによって資源を積極的に増やしていく種苗放流の取組と連携した漁場整備を推進する。

2. 拡充の内容

上記の目的を達成するため、「水産資源を育む水産環境保全・創造事業」において、以下の内容を追加する。

- 水産生物の棲み処となる魚礁・増殖場の再生
- 増殖効果を高めるための水産環境整備マスタープラン対象種の種苗生産施設の整備

3. 事業主体

都道府県、市町村、水産業協同組合

4. 補助率

既存事業と同様の補助率（1／2等）

資源回復・増大促進のための栽培漁業と連携した漁場整備の展開

○ 水産生物の生活史に対応した漁場整備の更なる効果発現を図るため、既存魚礁等の再生対策や放流用の種苗生産施設を整備対象として追加し、資源回復・増大を促進するための漁場整備を展開。

<現状と課題>

- 我が国周辺水域の水産資源は、評価を行っている魚種(系群)のうち約半数が低位水準となっており、持続的な漁業を営むためにも資源の回復を図ることが必要。
- これまで、海域全体の生産力の底上げを目指し稚魚から成魚に至る各段階で最適な生息環境を提供する水産環境整備マスタープランに沿った漁場整備を実施。
- 水産生物の生息場となる魚礁等の老朽化が顕著となっており、良好な海域環境創出の阻害要因となっているほか、積極的な資源回復を図るためには、海域の漁場整備と連携した、種苗生産機能の強化が必要。



<対応方針>

- 老朽化した魚礁や増殖場を再生することで、最適な生息環境を整える。
- 種苗生産施設の整備を追加することで、海域の漁場整備と連携した資源回復・増大の加速化を図る。

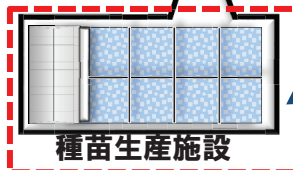
<拡充の内容>

- 水産資源を育む水産環境保全・創造事業において、より効果的な漁場整備を推進するため以下の取組を追加
 - ・ 水産生物の棲み処となる魚礁・増殖場の再生
 - ・ 増殖効果を高めるための水産環境整備マスタープラン対象種の種苗生産施設の整備
- 実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：既存事業と同様（1/2等）

<事業展開のイメージ>

～水産生物の生活史に対応した良好な漁場環境の創出～
(水産環境整備マスタープラン)

海域における生態系全体の生産力の底上げを目指し、水産生物の動態及び生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するため、俯瞰的視点から漁場整備等を行う「水産環境整備マスタープラン」の取組に対して、老朽化した魚礁等の再生や漁場整備対象種の種苗生産施設整備の取組を追加し、水産資源回復の加速化を図る。



水産環境整備マスタープランに基づいて実施する漁場整備の対象種の種苗を生産し、海域に放流

拡充事項

漁業地域における防災・減災対策の更なる推進

1. 目的

近年、激甚化する台風・低気圧による浸水被害の多発や、切迫する南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝地震等の巨大地震・津波災害などにより、漁業地域における防災・減災対策の充実が求められている。特に、漁村は概して急峻で山がちな地形に挟まれる形で高密度に家屋が立地しており、地震・津波・大雨・低気圧等の災害に対する脆弱性が非常に高い。

また、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会により、令和2年度に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の浸水想定が公表され、例えば、北海道では根室市からえりも町付近にかけて10～20mを超え、高いところでは30m弱の津波高となっているなど、地域住民が安心できる生活環境を提供する対策は急務となっている。

このため、漁業地域において、地震・津波・高潮等の災害による人命・財産の防護や地域水産業の機能不全の最小化を図るため、対象地域や補助対象施設を拡充し、総合的な防災・減災対策を推進する。

2. 拡充の内容

上記の目的を達成するため、漁業地域における防災・減災対策として、以下の拡充を行う。

(1) 支援対象地域の拡大【漁村整備事業、農山漁村地域整備交付金（漁業集落環境整備事業）】

漁業集落道（避難路）、緑地・広場施設（避難地）の整備について、集落人口要件300人以上を100人以上とする（人口100人～299人の集落については、漁業依存度又は漁家比率が第1位である漁業集落に限る。）。

(2) 補助対象施設の追加【漁港施設機能強化事業】

漁港の機能施設（荷さばき所等）の用地のかさ上げや胸壁等の整備を補助対象化

3. 事業主体

都道府県、市町村【漁村整備事業等】

漁港管理者（都道府県、市町村）、水産業協同組合【漁港施設機能強化事業】

4. 補助率

既存事業と同様の補助率（1／2等）

漁業地域における防災・減災対策の更なる推進

○ 水産物の生産・流通機能の確保や漁業地域の総合的な防災・減災対策を推進するため、地震・津波・高潮等による被災リスクが特に高い地域における被害の最小化を図る。

＜現状と課題＞

- これまで、南海トラフ等の切迫する大規模地震・津波や、気候変動に伴い激甚化が懸念される台風・低気圧災害等に対応するため、漁業地域の防災・減災対策を実施。
- 一方、近年、激甚化する台風・低気圧による浸水被害が多発。
- また、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会により、令和2年度に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の浸水想定が公表され、例えば、北海道では根室市からえりも町付近にかけて10～20mを超え、高いところでは30m弱の津波高となっており、早急な対応が必要。



＜今後の対応＞

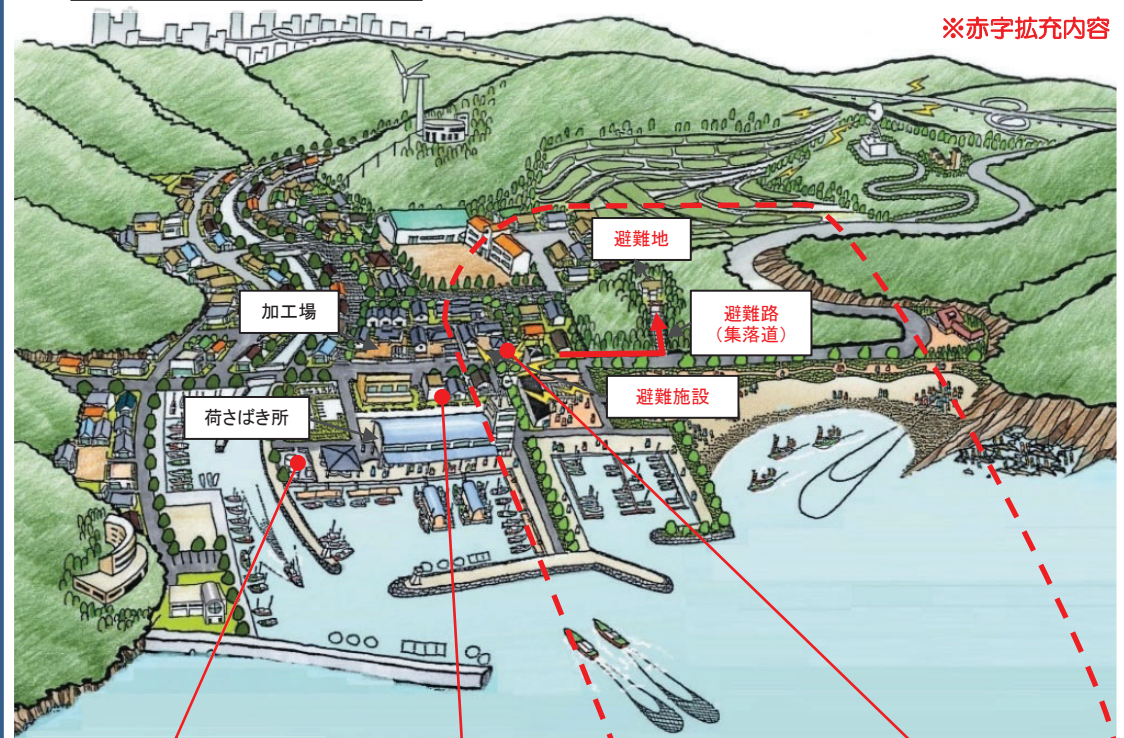
- 地震・津波・高潮等の災害による人命・財産の防護や地域水産業の機能不全の最小化を図るため、対象地域や補助対象施設を拡充し、総合的な防災・減災対策を推進。

＜拡充の内容＞

- 漁業地域の防災・減災対策の推進を図るため、以下を拡充。
 - ＜支援対象の拡大＞
漁業集落道（避難路）、緑地・広場施設（避難地）の整備について、採択要件を見直し【漁村整備事業等】
（集落人口要件300人以上→100人以上）
※集落人口100人～299人の集落については、漁業依存度又は漁家比率が第1位である漁業集落に限る。
 - ＜補助対象施設の追加＞
漁港の機能施設（荷さばき所等）の用地のかさ上げや胸壁等の整備を補助対象化【漁港施設機能強化事業】
- 事業実施主体：
都道府県、市町村【漁村整備事業等】
漁港管理者（都道府県、市町村）、水産業協同組合【漁港機能強化事業】
- 補助率：既存事業と同様（1／2等）

対策のイメージ

➤南海トラフ等の大規模地震・津波や気候変動に伴い激甚化する台風・低気圧災害に対応するため、避難路・避難地整備対象地域を拡大するとともに機能施設の浸水防止対策を実施。



胸壁の整備



用地のかさ上げ

機能施設の浸水防止対策



避難路・避難地整備対象地域の拡大

漁港施設の予防保全対策の推進によるライフサイクルコスト低減

1. 目的

水産庁が所管する漁港施設は、我が国の水産業の発展と水産物の安定供給の基盤として、これまで継続的かつ重点的に整備が進められてきたところ。

漁港の主要施設について、整備後50年を経過した外郭施設が2割を超え、20年後には6割強まで急速に増大することが見込まれる中で、維持管理・更新等に係る費用の増大が課題となっている。

このような中、令和3年3月、水産庁では、「水産庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」を改訂し、その中では今後30年間に必要な維持管理・更新費用を約3.5兆円と推計するとともに、予防保全型の老朽化対策を進めるため、個別施設計画の更新や新技術の更なる開発・導入、ライフサイクルコストの算定精度の向上、市町村支援の強化等を行うこととしている。更なる維持管理・更新費用の縮減のためには、施設の定期的な点検の実施及びライフサイクルコスト低減に資する新技術の導入検討を行う必要があるが、主要な施設が海中構造物であり、専門的な技術や費用がかかること、漁港を管理する地方自治体職員数も十分ではないことから、適時適切な予防保全対策の実施に支障を来している。

このため、施設状況の適切な把握のための点検及びこれに基づく機能保全計画の見直しによる更なるライフサイクルコストの低減を図る。

2. 拡充の内容

上記の目的を達成するため、現在策定されている機能保全計画について、新技術等の導入により確実にライフサイクルコストの低減が図られると見込まれる場合に限り、点検実施による機能保全計画の見直しを補助対象化する。

3. 採択要件

既存事業と同様の採択要件

- ・ 第3種又は第4種漁港であること。
- ・ 第1種又は第2種漁港にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと
 - a) 利用漁船の実隻数又は登録漁船隻数が50隻程度以上
 - b) 陸揚金額が1億円程度以上 等

4. 事業主体

漁港管理者（都道府県、市町村）

施設管理者（都道府県、市町村、水産業協同組合）

5. 補助率

既存事業と同様の補助率（1／2等）

漁港施設の予防保全対策の推進によるライフサイクルコスト低減

○ 漁港施設の維持管理・更新等の予防保全型への転換を促進するため、施設状況の適切な把握及びこれによる機能保全計画の見直しによるライフサイクルコスト（LCC）の低減を図る。

＜現状と課題＞

- これまで、我が国水産業の発展と水産物の安定供給の基盤として、漁港施設の計画的かつ重点的な整備を進めてきたところ。
- 漁港の主要施設は、整備後50年を経過した外郭施設が2割を超え、20年後には6割強と急速な増大が見込まれており、維持管理・更新等に係る費用の低減が課題。
- また、海中構造物の点検には専門的な技術が必要となり、費用もかかることから、ライフサイクルコストの低減を図るための点検や機能保全計画の見直しが進んでいない。



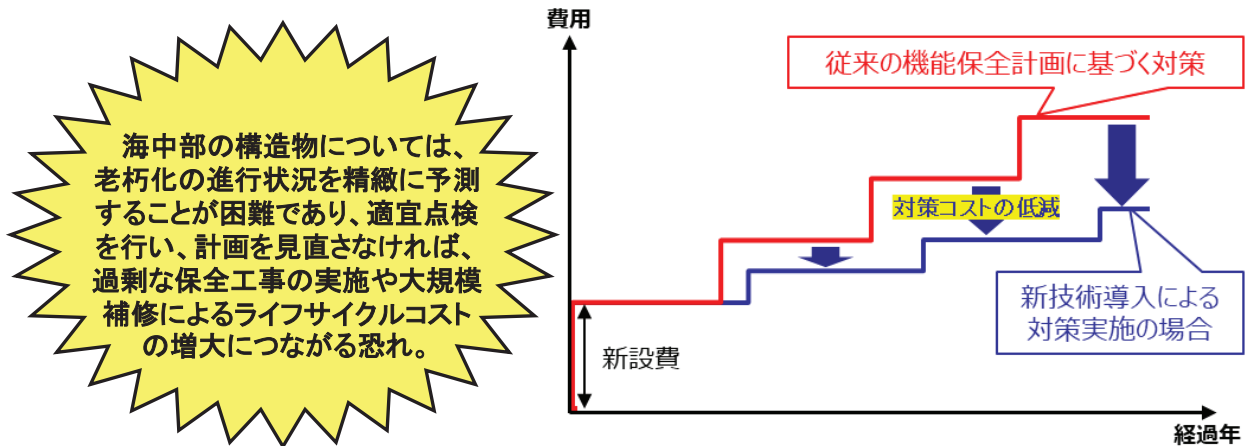
＜今後の対応＞

- ライフサイクルコストの低減を図るため、地方公共団体等による日常点検の実施を前提として、より詳細な定期点検の実施や、これに基づく機能保全計画の見直しを支援する。

＜拡充の内容＞

- 新技術等の導入により確実にライフサイクルコストの低減が見込まれる場合に限り、点検実施による機能保全計画の見直しを補助対象化。
(第1種、第2種漁港においては利用漁船隻数50隻程度以上、登録漁船隻数50隻以上又は陸揚金額1億円以上当の漁港に限る。)
- 事業主体：
漁港管理者（都道府県、市町村）
施設管理者（都道府県、市町村、水産業協同組合）
- 補助率：既存事業と同様（1/2等）

ライフサイクルコスト低減のイメージ



海中部の構造物については、老朽化の進行状況を精緻に予測することが困難であり、適宜点検を行い、計画を見直さなければ、過剰な保全工事の実施や大規模補修によるライフサイクルコストの増大につながる恐れ。

施設の老朽化状況の点検・調査、対策の実施

従来手法

潜水による施設調査

ファイバースコープ
地中レーダー

従来手法

コンクリートによる堤体の拡幅

欠損

潜水士の作業スペースを確保するため、1.5m以上の堤体拡幅が必要

89.65m

空洞・ゆるみの可能性のある反射
センシング技術の活用による施工箇所の特定

新技術の活用による対策コストの低減

永久型枠工法の採用による
人件費・コンクリート充填量の削減

持続可能な水産物生産体制の構築に向けた水産基盤整備事業の展開 ～漁港漁場における環境負荷低減・脱炭素化対策の推進～

1. 目的

我が国の年平均気温は、100年当たり1.26℃の割合で上昇し、世界平均の2倍近い上昇率で温暖化が進む中、全国各地での記録的な豪雨や台風等の頻発、海水温上昇等が農林水産業における重大なリスクの一つとなっており、漁獲される魚種の変化や漁獲量の増減など、生産現場に大きな影響が生じている。また、政府として、成長戦略の柱に、経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すこととしており、水産業の分野においても、これに積極的に貢献していく必要がある。

このため、水産基盤分野においては、CO2固定効果が期待される藻場・干潟の整備や、CO2排出量抑制に向けた漁業生産活動を促進することにより、持続可能な産業基盤の構築を目指す。

2. 拡充の内容

上記の目的を達成するため、事業の実施に当たっては、水産資源管理の取組との連携、施工時のCO2削減に資する工法の採用、維持管理における環境負荷の削減（再生可能エネルギーの導入等）など持続的生産体制の構築を求める（防災・減災、長寿命化対策を除く。）ほか、以下の内容を補助対象化する。

- 漁港に係留中の漁船や冷凍トラック等に対する電力供給設備の整備
- 効果的な藻場・干潟の保全・創造対策の実施に必要な広域的な藻場・干潟調査、モニタリングを実施（藻場・干潟の整備は、「藻場・干潟ビジョン」（ハード・ソフト連携による藻場・干潟の保全・創造計画）策定済み等の海域など、ソフト対策と連携して保全・創造に取り組む地区を対象を限る。）

3. 事業主体

国、都道府県、市町村、水産業協同組合

4. 補助率

既存事業と同様の補助率（1／2等）

持続可能な水産物生産体制の構築に向けた水産基盤整備事業の展開

- 持続可能な水産物の生産体制の構築に向け、漁業生産活動によって排出されるCO₂の排出量削減や、藻場・干潟の整備を通じたCO₂固定促進等による環境負荷低減を図る。

<現状と課題>

- 地球規模の温暖化の進行や大規模自然災害の頻発により、将来も見据えた持続可能な産業基盤の構築が急務。水産基盤整備分野では、CO₂固定効果のある藻場・干潟の効果的な保全・創造や、係留中の漁船や出荷待ちの冷凍トラック等が使用する化石燃料由来のCO₂排出に対処する必要。



<今後の対応>

- 水産基盤整備事業の実施に当たっては、環境負荷低減に資する取組の推進を求めるほか、藻場については、環境省と連携しつつ現地調査等のモニタリングを推進するとともに、漁港において電力供給設備の整備を支援することにより、カーボンニュートラル社会の実現に寄与。

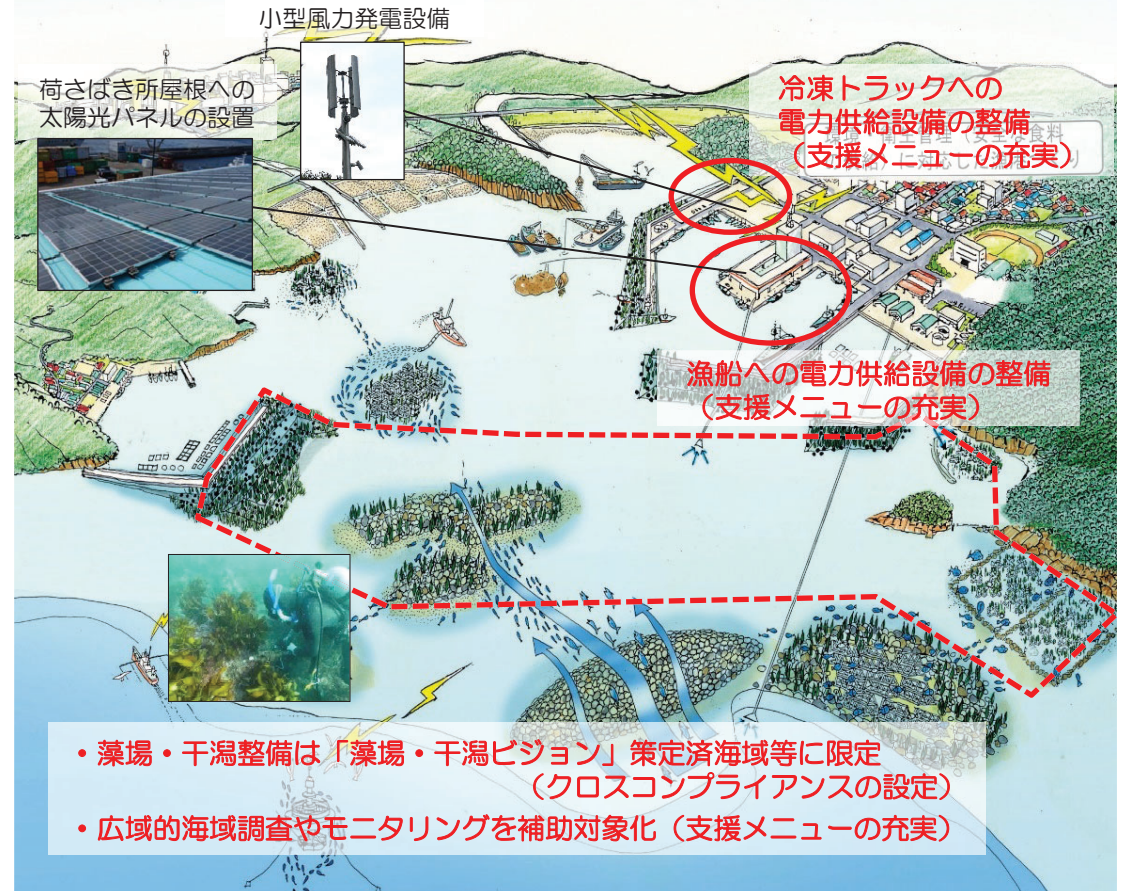
<拡充の内容>

防災・減災、長寿命化対策等を除き、水産基盤整備事業の実施に当たっては、持続的な水産物の生産体制の構築（※）を求めるほか、以下の内容について支援メニューを拡充

- 漁港に係留中の漁船や冷凍トラック等に対する電力供給設備を補助対象化
- 効果的な藻場・干潟保全対策の実施に必要な広域的な藻場・干潟調査、モニタリングの実施を補助対象化（藻場・干潟の整備は、「藻場・干潟ビジョン」（ハード・ソフト連携による藻場・干潟の保全計画）策定済み等の海域など、ソフト対策と連携して保全・創造に取り組む地区を対象を限る。）
- 事業実施主体：国、都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：既存事業と同様（1/2等）

持続可能な水産物生産体制を構築する水産基盤の展開イメージ

※赤字拡充内容



- (※) 水産基盤整備事業の実施に当たっては、水産資源管理の取組との連携、施工時のCO₂削減に資する工法の採用、維持管理における環境負荷の削減（再生可能エネルギーの導入等）など持続的な生産体制の構築を求める（防災・減災対策や長寿命化対策を除く）

令和3年度補正予算の概要

水産基盤整備事業

水産基盤整備事業令和3年度補正予算の概要

【令和3年度補正予算額：27,000百万円】

- ① 切迫する南海トラフ地震等の地震・津波等の大規模自然災害や、気候変動に伴い激甚化が懸念される台風・低気圧災害に備え、漁業地域の地震・津波・高波・高潮対策等を推進。また、漁港施設の老朽化対策を推進。
- ② 水産物の更なる輸出拡大に向けて、産地における輸出促進の取組と連携しつつ、大規模な水産物流通・生産の拠点における集出荷機能の強化や養殖水産物の生産機能の強化等を図る。

①防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策： 23,000百万円

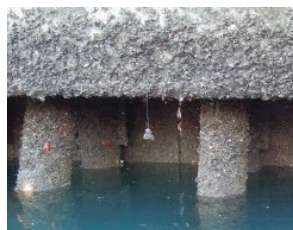
大規模地震・津波による甚大な被害が予測される地域の拠点的水産物流通・生産の拠点における防波堤や岸壁等の耐震・耐津波化や、近年激甚化する台風・低気圧対策としての防波堤の耐浪化や嵩上げ、漁港施設の予防保全型メンテナンスへの転換を図る老朽化対策を推進します。



地震により岸壁が倒壊



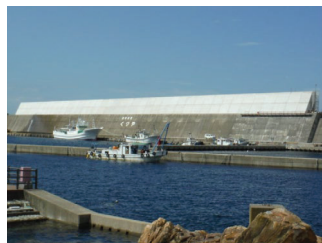
台風に伴う高波が防波堤を越波



老朽化した岸壁



岸壁を耐震化することで、緊急物資の荷揚げが可能



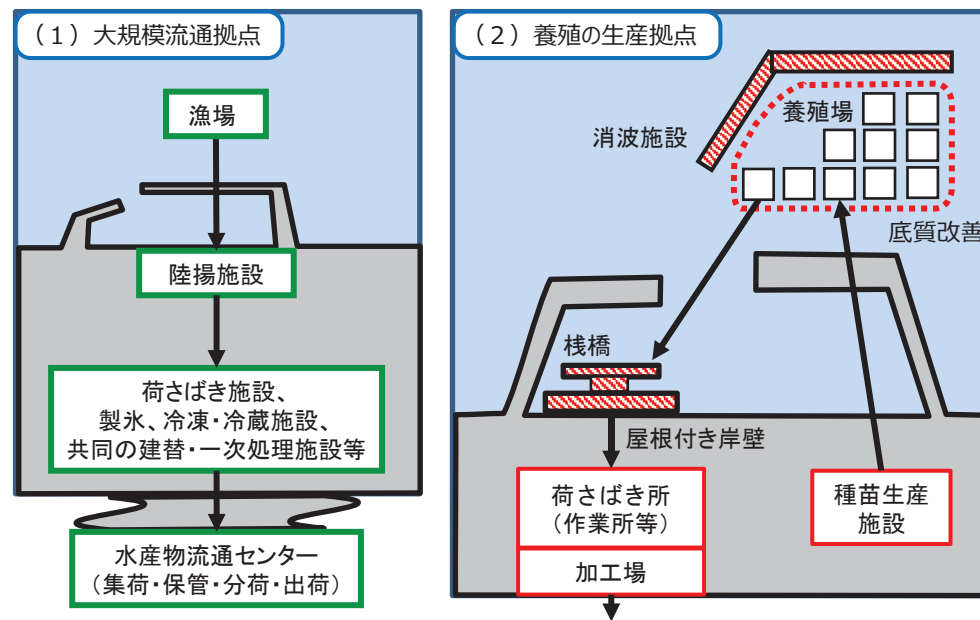
嵩上げにより越波を防ぎ、港内静穏度を確保



損傷が軽微な段階で予防的な修繕を実施

②TPP等関連政策大綱に基づく対策： 4,000百万円

- (1) 大規模流通拠点（特定第3種漁港等）において、輸出先国・地域が求める衛生管理基準等に適合した集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等の一体的整備を推進します。
- (2) 養殖の生産拠点において、輸出先国・地域のニーズが高い水産物の養殖場及び養殖水産物の流通・加工等に必要な共同利用施設等の一体的整備を推進します。



令和4年度概算決定及び 令和3年度補正予算の概要

漁港機能増進事業〈非公共〉

漁港機能増進事業

【令和4年度予算概算決定額 645 (800) 百万円】

（参考：令和3年度補正予算額（水産業競争力強化緊急事業のうち漁港機能増進事業） 1,000百万円）

<対策のポイント>

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、「海業」を振興し漁村の活力を取り戻すため、漁港の就労環境改善、安全対策向上・強靱化、資源管理・流通高度化に加えて、**新たに漁港ストックの利用適正化、漁港インフラのグリーン化**に資する整備を支援します。

<事業目標>

- 就労環境が改善された漁港の割合を増加
- 機能保全計画に基づき予防保全型の老朽化対策を早期に行う必要がある漁港において対策工事を行った割合を増加

<事業の内容>

漁港の機能増進を図るため、以下の施設整備等を支援します。

1. 省力化・軽労化・就労環境改善施設

浮体式係船岸、岸壁等の屋根、船揚場改良 等

2. 安全対策向上・強靱化

防波堤嵩上げ、防潮堤改良、荷さばき所等の電源施設の高架化及び非常用電源の設置、機能保全計画の見直し、災害後の土砂等の撤去 等

3. 資源管理・流通高度化施設

岸壁、荷さばき所等の衛生管理設備、出入管理設備、換気・浄化設備、冷凍・冷蔵設備、計量・計測設備、情報処理設備、密漁等監視施設 等

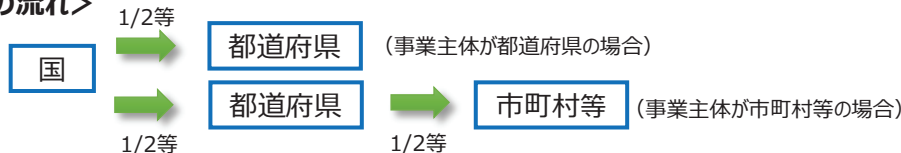
4. 漁港ストックの利用適正化施設

- ① 漁港ストックの利用適正化のための総合整備に関する調査、計画策定
- ② 漁港の機能再編のための漁港施設の規模適正化、用地の区画整理・整地 等
- ③ 漁港の有効活用促進のための防波堤潮通し、岸壁改良、用地舗装、陸上養殖用水・排水施設、漁港利用区分施設（出入管理設備、看板） 等

5. 漁港インフラのグリーン化施設

漁港におけるCO2排出削減のための給電施設、再生可能エネルギー利用施設（太陽光パネル等）、蓄電設備、送電線 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<p>漁港（イメージ）</p>	<p>【安全対策向上・強靱化施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高架化による電源施設の浸水対策 	<p>【資源管理・流通高度化施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○冷凍・冷蔵設備、計量・計測設備の導入による荷さばき所等の流通高度化
<p>【漁港ストックの利用適正化施設】</p> <p>【機能再編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○用地の区画整理、整地 	<p>【有効活用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○泊地の増深等による漁港での増養殖利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○出入管理設備による漁港の利用区分
<p>【省力化・軽労化・就労環境改善施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浮体式係船岸の整備による陸揚げ作業の軽労化 	<p>【漁港インフラのグリーン化施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給電施設の整備による漁船、冷凍トラック等のCO2排出削減 	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギー利用施設による漁港施設のCO2排出削減

【お問い合わせ先】水産庁計画課（03-3506-7897）

水産業競争力強化緊急事業

【令和3年度補正予算額 16,688百万円】

<対策のポイント>

意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう、「広域浜プラン」等に基づくリース方式による漁船導入や産地施設の再編整備、生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入、漁港施設の整備等を支援することにより、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を推進するとともに、浜の活性化を主導すべき漁協の経営・事業改善の取組を促進します。

<事業目標>

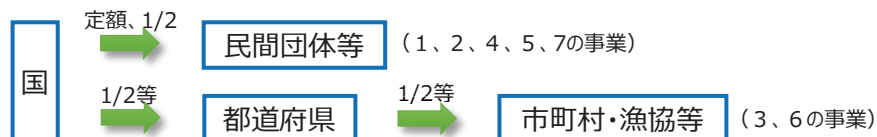
1 経営体当たりの生産額の向上（10%以上 [令和7年まで]）

<事業の内容>

1. 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業※（所要額）25,566百万円
中核的漁業者へのリース方式による漁船の導入を支援します。
2. 競争力強化型機器等導入緊急対策事業 4,000百万円
生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援します。
3. 水産業競争力強化緊急施設整備事業 4,500百万円
競争力強化のために必要となる共同利用施設の整備、産地市場の再編の推進に必要な施設の整備及び関連する旧施設の撤去を支援します。
4. 広域浜プラン緊急対策事業 500百万円
漁協の経営・事業改善の取組等を促進するための意欲ある漁業者の収入向上・コスト削減等の実証的取組を支援します。
5. 水産業競争力強化金融支援事業 78百万円
漁船の建造・取得・改修、漁業用機器等の導入を図る漁業者等が借り入れる資金について、無利子・無担保・無保証人等での融資が可能となるよう支援します。
6. 水産業競争力強化漁港機能増進事業 1,000百万円
漁港の機能を増進し、競争力のある生産・流通体制を構築するために必要となる漁港施設等の整備を支援します。
7. 漁業構造改革総合対策事業 6,500百万円
不漁・脱炭素対策として長期的不漁や燃油削減に対応するための多目的漁船の導入等新たな操業・生産体制への転換、マーケット・イン型養殖業等の実証的取組を支援します。

※ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業は、既存の基金を利用するため合計額には含まない

<事業の流れ>



<事業イメージ>

広域浜プラン（浜の活力再生広域プラン・漁船漁業構造改革広域プラン）

広域な漁村地域が連携して取り組む浜の機能再編や中核的漁業者の育成、漁船漁業の構造改革を推進し、あわせて漁協の経営・事業改善の取組を促進

< 広域浜プランに基づき以下を実施 >

- 中核的漁業者を認定し、漁船の導入促進
- 生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入促進
- 施設の再編整備等を推進
- 収入向上・コスト削減等の実証的取組への支援を通じた漁協の経営・事業改善の取組を促進

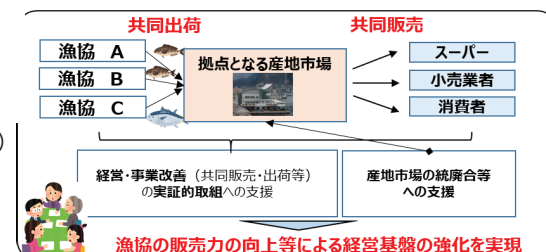


水産業の体質強化を図り持続可能な操業体制への転換を推進

< 導入例 >



<実証的取組例>



【お問い合わせ先】水産庁研究指導課（03-6744-2031）